



平成23年11月22日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市特別職報酬等審議会
会 長 利 根 忠 博



さいたま市市議会議員の議員報酬の額並びに
市長及び副市長の給料の額について（報告）

平成23年11月9日に本審議会に対し意見を求められた、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、別紙のとおり報告します。

別紙

本審議会は、さいたま市市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、市長からさいたま市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づく意見を求められました。

これを受けて本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について各委員相互の意見交換を行いました。その主なものとして、次のような意見が出されました。

(主な意見)

- ・ 特別職職員の給料等の額を検討する際は、他の政令指定都市の改定状況や、本市一般職職員の給与改定の状況を考慮する必要があること。
- ・ 本市の特別職職員の給料等の額は、人口規模の類似する他の政令指定都市と比較した場合、その平均額を若干下回っていることから、引上げも考えられること。
- ・ 特別職職員の給料等の額を改定するに当たっては、明確な理由が必要であることから、一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現段階では引下げをするまでには至っていないこと。
- ・ 本市の財政状況は、他の政令指定都市の中でも比較的健全な状況にあること。
- ・ 市長の給料については、その責任及び職務の多様性を考慮すると、引上げを行うことも考えられるが、現下の経済情勢に鑑みれば、据え置くことが妥当であること。
- ・ 市長、副市長の業務の見直しを行ったうえで、その職務に見合う給料額を検討する必要があること。
- ・ 常勤である市長、副市長と異なり、議員は非常勤であることから、議員報酬だけでも引下げのべきであること。

- ・ 平成23年本市人事委員会勧告において、一般職職員は月例給0.3%の引下げであったことから、一般職職員の改定率と同程度の引下げをすべきとの意見もあるが、平成19年度の改定時には、それまでの一般職職員の給与改定率を累積し、その値が一定程度となったことになって引下げ改定を行った経緯を考慮すれば、現時点ではまだ引下げをするまでには至っていないこと。
- ・ 特別職職員の職務は、限られた任期の中で遂行されるものであることから、あまり小刻みに額を改定するのは馴染まないこと。

本審議会といたしましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、現行の市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、『改定を見送るべき』との結論に達しました。